六　積算熱量計に係るストレーナーの取替え又は清掃
［削る］
［削る］
七　照度計に係る次に掲げる修理
イ　受光部を除く外箱の補修
ロ　受光部のコードを除くコードの取替え
八　騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え
九　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え
［削る］
［削る］
十　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理
イ　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え
ロ　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え
ハ　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。）
十一　電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え
十二　外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え
［略］
2

六　照度計に係る次に掲げる修理
イ　受光部を除く外箱の補修
ロ　受光部のコードを除くコードの取替え
七　騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え
［新設］
八　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え
九　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理
イ　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え
ロ　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え
ハ　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。）
十　電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え
［新設］
十一　外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え
［新設］
［略］
2

（簡易修理）
第十一条　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一　タクシーメーターに係る次に掲げる修理
イ　［略］
ロ　料金計算機能に係る電気回路部品（当該タクシーメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴うものに限る。ハにおいて同じ。）
ハ　料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み
ニ　記憶素子その他の記録媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記録媒体の取替え
ホ　タリフ定数を印字するための印字装置の補修又は取替え
二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　［略］
ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理
(1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理
(2)　充塡用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理
(3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理
(4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる簡易修理
ハ　［略］
三～十三　［略］
2
［略］

（簡易修理）
第十一条　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一　タクシーメーターに係る次に掲げる修理
イ　［略］
ロ　料金計算機能に係る電気回路部品（当該タクシーメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
ハ　記憶素子その他の記録媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記録媒体の取替え
ニ　印字装置の補修又は取替え
［新設］
二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　［略］
ロ　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる簡易修理
［新設］
［新設］
［新設］
ハ　［略］
三～十三　［略］
2
［略］